

令和7（2025）年度

「学習院大学家計急変奨学金」（秋採用）募集要項

本奨学金は、学部生・大学院生・法科大学院生（留学生・非正規生を除く）で修学の意欲があるにもかかわらず、家計の急変により学業の継続が困難な学生を支援することを目的とした給付奨学金です。

1. 給付金額

年額15万円（在学中1回限りの給付）

2. 申請資格

以下の学力基準・家計基準・家計急変事由を全て満たしている者。

【学力基準】

標準修得単位数以上の単位を修得し、最短修業年限（休学期間を除く）で卒業が見込まれる者。

※詳細は本紙P5をご参照ください。原級学生においては個別面談により事情を聴取し、個別事情を鑑みて申請を認める場合があります。

【家計基準】

世帯収入（生計維持者（※1）である父母の収入合計）が家計急変事由によって著しく減少し（半減以上）、大学が定める所得金額に該当（※2）していること。

※1 生計維持者の考え方は本紙P5をご参照ください。

※2 奨学金申請時にG-Port上で必要項目を入力すると申請条件を満たしているか確認できます（申請書入力期間のみ）。

※G-Port申請時、生計維持者の世帯収入は、家計急変事由の発生月の翌月から1年間の見込収入金額を計算し、入力してください。

計算式例：（1月に家計急変事由発生、5月申込の場合）収入証明書類（2月～4月分）を提出。

⇒（2～4月分の収入合計金額）÷3×12

…家計急変後1年間の見込収入金額（小数点以下切り捨て）

※家計急変後もその他収入が変動なくある場合は、家計急変後1年間の見込収入金額に下記のとおり合算してください。

・公的年金、失業給付金、傷病手当金…給与所得欄に合算した金額を記入してください。

・不動産、配当所得、雑所得…その他欄に合算した金額を記入してください。

（事業・不動産所得がマイナスの場合「0円」として扱ってください。）

【家計急変事由】

以下 A～F のいずれかの事由が申請日より6 ヶ月以内に発生していること。

A：生計維持者の一方（又は両方）が死亡

B：生計維持者の一方（又は両方）が事故又は病気により、半年以上、就労が困難

C：生計維持者の一方（又は両方）が失職（非自発的失業）

※公共職業安定所（ハローワーク）から交付される「雇用保険受給資格者証」または

「雇用保険受給資格通知」の離職理由コードが「11（1A）・12（1B）・21（2A）・

22（2B）・23（2C）・31（3A）・32（3B）・33（3C）・34（3D）」のいずれかに該当すること。

D：生計維持者が震災、火災、風水害等に被災し、生計維持者の一方（又は両方）が生死不明、行方不明、就労困難など世帯収入を大きく減少させる事由が発生

E：本人が父母等による暴力等から避難するために、「児童福祉法」または「売春防止法」の定める施設等へ入所することとなった

F：父母の離婚

【他の奨学金との併用】

当年度において、以下の制度及び奨学金の採用者でないこと。

- 学習院父母会奨学金
- 大学院博士後期課程に在籍し、所定の単位を修得し、修業年限 3 年を超えて在籍し授業料の減免を受けている者
- 「外国留学を許可された者」「休学者」により授業料の減免を受けている者
- 学習院大学専門職大学院（法科大学院）学生納付金等減免規程に基づき、法科大学院成績優秀者の授業料の減免を受けている者
- 国の「高等教育修学支援新制度」による授業料減免制度（※）

（※）「併願」は可能ですが、「併給」はできません。

併願した場合は、申請した全ての制度の審査が終了してから各制度の採用結果をお知らせすることとなります。そのため、それぞれの制度で定められている結果発表の時期より、結果のお知らせが遅れることとなりますので、ご注意ください。

他の学内奨学金・学外奨学金（併用制限があるものを除く）との併用は可能です。

3. 申請方法

① G-Port の奨学金申請機能から申請を行う。

※ログイン後、「学生支援」から、メニューの「奨学金申請」をクリックして、申請を進めてください。

※一度申請が完了すると修正ができませんのでご注意ください。なお、修正がある場合は、提出時に学生課奨学金窓口にてその旨お伝えください。

【申請期間】10/27(月)～11/17(月) (※)

※申請期間外においても、個別面談により事情を聴取し、申請の受付をする場合があります。

- ② G-Port 申請完了後、必要書類を学生センター学生課に提出（郵送可）

【提出期限】11/17(月) 16:00 まで（郵送の場合は必着）

【提出先】〒171-8588 東京都豊島区目白 1-5-1 学習院大学 学生センター学生課

4. 必要書類

- ①2025 年度学内奨学金申請書（G-Port 申請完了後に出力されます）※両面印刷

- ②家計急変事由に関する証明書類（コピー可）

A:戸籍謄本（抄本）又は住民票の除票（死亡日記載あるもの）

B:医師による診断書及び病氣休職中であることの証明書

C:雇用保険受給資格者証（第1面・第3面・第4面）

※傷病手当金受給により、雇用保険受給資格者証の発行ができず、雇用保険受給資格者証の提出ができない場合は、①雇用保険被保険者離職票（離職年月日と離職理由コードが記載されたもの）、②傷病手当金の支給額が分かる書類、③「雇用保険受給資格者証を提出できない場合の事情書」を提出してください。

D:罹災証明書

E:公的機関による保護証明書

F:戸籍謄本

- ③家計急変に該当する生計維持者の全ての収入に関する書類 (1) 及び (2)（コピー可）

(1)【家計急変前の収入証明書類】

申請月に取得できる直近の「課税証明書」または「非課税証明書」

※F 父母離婚の場合においても、父母両方の収入証明書類を提出してください。

ただし、父母両方の収入証明書類の提出が難しい場合は、「収入に関する事情書」を提出してください。

(2)【家計急変後の収入証明書類】※A 死亡事由及び E 暴力事由の場合は不要

家計急変が発生した日の翌月分～申請月前月分までの収入に関する下記該当書類

□給与所得者：給与明細書（月ごと）、賞与明細書、役員報酬明細書等

・自営業者：帳簿（月ごと・所得の種類ごと）

・年金受給者：年金振込通知書

・その他所得がある者：当該所得が確認できる書類

- ④特別控除の証明書類（該当者のみ）※本紙 P5 をご参照ください。

5. 採用結果

12 月下旬に、G-Port にて採用結果をお知らせします。

【問い合わせ先】

学習院大学 学生センター学生課

Tel: 03-5992-1183

メール：gaku-off@gakushuin.ac.jp

受付時間：月～金 8:45～16:45

土 8:45～12:30(日曜日は閉室)

参考

【学力基準】

下記表の進捗どおり、単位を修得している必要があります。

卒業必要 単位数	当年度 標準修得 単位数	累積 標準修得単位数					
		学部1年生	学部2年生	学部3年生	学部4年生	大学院生	法科大学院生
124	31		31	62	93		
126	32		32	63	95		
127	32		32	64	96		
130	33		33	65	98		
131	33		33	66	99		
132	33		33	66	99		
134	34		34	67	101		
136	34		34	68	102		

※学部1年生、大学院生、法科大学院生は学力基準不問。

【家計基準】

生計維持者の考え方は下記のとおりです。

（原則）本人の学費や生活費を負担する人を指し、原則として父母がこれに当たります。

（例外）

I. 父又は母のいずれか（1名）を生計維持者とするケース	生計維持者
父母が離婚しており、別居している父又は母から一切の支援を得られない等、別生計となっている	日常的に学費・生活費を負担している父又は母
父又は母と死別し、再婚していない	左記に該当しない父又は母
父又は母が意識不明（精神疾患含む）により意思疎通ができない	意思疎通できる父又は母
II. 父母以外の人（1名）を生計維持者とするケース	生計維持者
父母と死別し、親族から支援を受けながら一人暮らしをしている	主に支援をしている親族
III. あなたが生計維持者となる場合	生計維持者
社会的養護を必要とし、18歳となる前日に児童養護施設等に入所していた又は里親に養育されていた	あなた
あなたが結婚しており、配偶者を扶養している	あなた

【控除に関する証明書】

下記事項に該当する場合、年収・所得金額から一定の金額を控除した金額を認定所得金額とします。

母子・父子世帯 コピー可 [発行元] 市区町村役所

母子・父子世帯は 99 万円を控除します。

【提出が必要な書類】

発行から 3 ヶ月以内、世帯全員分の住民票（個人番号の記載のないもの）

障がい者がいる場合 コピー可

同一生計内の家族に障がい者がいる場合、障がい者一人につき 99 万円を控除します。

障がいの種類に応じ、以下の書類を提出してください。

【提出が必要な書類】

- ・要介護 2 ～ 5 級の介護認定者がいる場合：介護保険被保険者証等、要介護認定書類のコピー
- ※要支援者と要介護 1 級は特別控除されません。
- ・心身障がい者がいる場合：
 - 身体障がい者手帳、療育手帳（愛の手帳・みどりの手帳等）のコピー
- ・原爆被爆者がいる場合：被爆者手帳のコピー

家計支持者が単身赴任で別居の場合 コピー可

主たる家計支持者が単身赴任で家族と別居していることにより、特別に支出している住居費等が控除対象となり、71 万円を上限に控除します。学生本人分は対象ではありません。

【提出が必要な書類】

住居費（本人負担分のみ）、水道光熱費、家具・家事用品の実費に関する領収書

※ 1 万円未満の端数を切り上げた金額を控除します。

※ 通帳のコピーのみでは領収書と認められません。領収書の代わりとして通帳を提出する際は、その請求書・契約書も併せて提出してください。

※ 領収書は直近 3 ヶ月分を提出してください。水道光熱費に関しては、金額に加え、住所が記載されている部分もコピーしてください。

※ 住居費を会社が一部補助しているかどうかを確認するために、直近 1 ヶ月分の給与明細書を提出してください。

長期療養者（6 ヶ月以上）がいる場合 コピー可 [発行元] 医療機関

申請時現在において、同一生計内の家族に 6 ヶ月以上にわたり療養中又は今後、長期（6 ヶ月以上）で療養が必要と認められる者がいる場合は、以下の書類を提出することにより控除します。1 万円未満の端数は切り上げてください。

【提出が必要な書類】

病院・薬局・介護サービス提供事業所等で発行される医療費明細書又は領収書

※ 経常的に支出をしていることを証明するために、6 ヶ月分を提出してください。

※ 控除の対象となるのは長期療養している者の分のみです。

現時点での療養期間が 6 ヶ月未満で、今後長期で療養が必要と認められる場合は、医師等の診断書も併せて提出してください。

※控除額は、申請時までの支出金額を基礎として、今後の療養見込期間を考慮し、算出します。

領収書の原本を提出した場合、返却はできませんのでご注意ください。

過去 1 年間に被災、盗難被害を受けた場合 コピー可 [発行元] 消防署・市区町村役所・警察署

過去 1 年間に被災又は盗難被害を受けたために支出が増大したり収入が減少して、将来長期（2 年以上）にわたり著しく困窮状態におかれると認められる場合に控除の対象となります。1 万円未満の端数は切り上げてください。

【提出が必要な書類】

- ・火災、風水害、地震等の場合：「被災（罹災）証明書」（発行消防署、市区町村役所）、修繕にかかる領収書
- ・盗難の場合：「盗難届出証明書」（発行警察署）

【控除される費用】

- ・日常生活の必需品が被害を受けた場合：最低限度の衣料、家具の購入費、修理費等
- ・生産手段（田、畑、店舗等）が被害を受けた場合：長期にわたって収入減が予想される年間金額

※ただし、保険や損害賠償等によって補填された場合は控除額から除きます。また、被害額をそのまま控除するものではありません。